

平成26年度 電力卸供給入札募集要綱（案）の概要

平成26年4月10日

東北電力株式会社

- ◇ 新しい火力電源入札の運用に係る指針（火力入札GL）にもとづき，提案募集（RFC(Request For Comments))を行うための電力卸供給入札募集要綱（案）（入札募集要綱案）を策定
- ◇ 入札募集要綱案では，供給開始時期，募集規模，応札する案件が満たすべき最低条件，評価項目 等を記載
- ◇ 特徴点としては，以下の2点
 - ✓ 東日本大震災を踏まえ，地震，津波に対する設備面での対応および復旧に係る事項の設定
 - ✓ 再生可能エネルギー導入等を考慮した非価格評価の設定

1. 入札実施スケジュール -予定-

日 程	項 目
平成26年3月27日(木)	• 平成26年度の入札募集の実施を公表
平成26年4月10日(木)	• 入札募集要綱案に関する事前説明会の開催 • 入札募集要綱案に対するRFC受付開始
平成26年5月9日(金)	• RFC受付締切り
平成26年5月下旬	• RFCに対する回答を公表 • RFC結果を考慮した入札募集要綱案を火力電源入札ワーキンググループへ提出
平成26年7月中旬	• 火力電源入札ワーキンググループでの確認後、入札募集受付開始
平成26年10月下旬	• 入札募集受付締切り
平成26年11月下旬	• 落札候補者の決定 • 火力電源入札ワーキンググループへ評価報告書（案）を提出
平成26年12月下旬	• 火力電源入札ワーキンググループでの確認後、落札者決定



2. 募集電源の概要

	募集電源 1	募集電源 2
供給 開始時期	平成32年6月から 平成34年6月までに 供給開始するもの ※本期間内で任意に設定	平成35年6月から 平成36年6月までに 供給開始するもの ※本期間内で任意に設定
募集規模	60万kW	60万kW
年間契約 基準利用率	70%~80% ※本範囲内で1%単位で任意に設定	40%~50% ※本範囲内で1%単位で任意に設定
契約 供給期間	原則15年間 ※10年間~20年間の範囲で1年単位で任意に設定	
契約 最大電力	契約供給期間を通じて常時供給可能(定期検査・補修等を除く)な最大電力で1,000kW以上で設定	
年間契約 基準電力量	契約最大電力×8,760時間×年間契約基準利用率	



【上限価格】

- ◇ 入札価格をもとに算定した判定価格※¹が上限価格(当社の応札価格)以下となること
- ◇ 当社は自社応札を予定しているため、上限価格は非公表

【契約供給期間】

- ◇ 原則として15年間
- ◇ 10年間～20年間の範囲で1年単位で任意に設定

※¹ P11の「評価の方法 -1-」を参照



【技術的信頼性】

- ◇ 電力供給を継続的に行うために必要な技術的信頼性(発電実績を有する,あるいは,発電実績を有する者の技術的支援を受ける等)が確保されていること

【利用率変動許容性】

- ◇ 当社が毎年設定する年間通告利用率から±10%まで調整可能であること
- ◇ ただし, ±15%まで調整可能とする場合, 落札候補者選定の評価において非価格要素※1として考慮

※1 P14の「評価の方法 -4-」を参照



3. 応札にあたり満たすべき主な条件 -3-

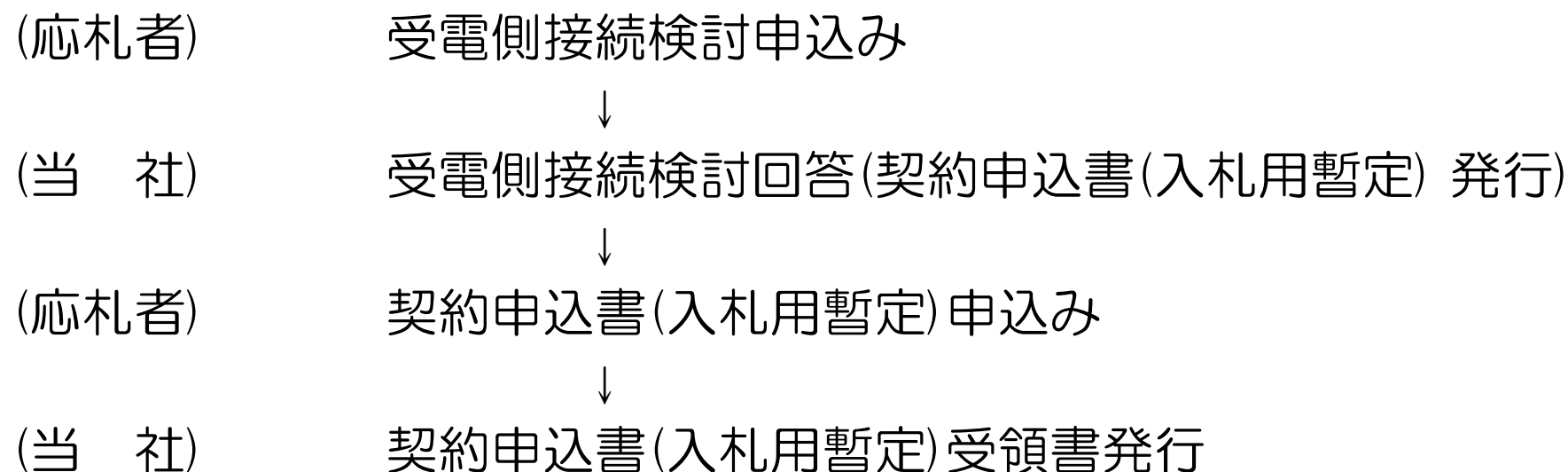
【遵守すべき基準】

- ◇ 電気事業法，計量法等の発電事業に関連する諸法令(政令，省令，技術基準，通達等を含む)
- ◇ 電気設備に関する技術基準を定める省令，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン等
- ◇ 環境影響評価で適用可能な最善の技術(BAT:Best Available Technology)
- ◇ JEAC3605火力発電所の耐震設計規定(2009)，JEAG5003変電所等における電気設備の耐震設計指針(2010)に準拠
- ◇ 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成24年3月)において示された，電気設備の津波への対応の基本的考え方，電気設備の津波対策に示された内容にもとづくこと



【システムアクセス】

- ◇ 応札時に必要となる「契約申込書(入札用暫定)受領書」の発行までの流れは以下のとおり(申込み手続きはお早めに!!)



- ◇ 受電側接続検討は，発電設備を新たに系統に連系する場合や増出力等で連系内容を変更する場合に必要※1

※1 既設や連系承諾済みの発電設備からの応札の場合，当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合は，入札関係対応窓口にお問い合わせ願います。



4. 入札価格の算定方法

- ◇ 低廉な電気料金を実現するため、固定費(資本費※1, 運転維持費)と可変費(燃料本体費, 燃料関係諸経費)の配分は、可能な限り実際のコストにもとづき算定※1 電源線等工事費を含む
- ◇ 契約供給期間で均等化した単価(円/kWh)を算定
- ◇ 固定費は、年度ごとに算定
- ◇ 可変費は、年間契約基準電力量にもとづき算定し、契約供給期間毎年度同額
- ◇ 二酸化炭素排出係数の扱いは以下のとおり
 - ✓ 当社が指定する基準排出係数(0.000550t-CO₂/kWh)に調整
 - ✓ 調整方法は、当社が実施か応札者が実施を選択(選択した調整方法は、原則、応札以降の変更は不可)
- ◇ エスカレーションは未考慮(0%)



5. 応募方法

【提出書類】

- ◇ 入札書および添付書類（正1部，副4部※¹の計5部）を作成し，封筒に入れ封緘，封印のうえ，当社が指定する期日※²までに以下の提出場所に持参

【提出場所】

- ◇ 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社 本店
お客さま本部 営業部 電力契約グループ(火力入札担当)
受付時間：10時～12時，13時～16時(土・日・祝日を除く平日)

※1 副4部の入札書はコピー可とし（写）と記載

※2 入札募集要綱確定後に決定



6. 評価の方法 -1-

【応札にあたり満たすべき条件への適合を確認】

- ◇ 入札書および添付書類にもとづき，応札にあたり満たすべき条件に適合しているかを確認
- ◇ 入札価格をもとにした判定価格が上限価格(当社の応札価格)以下となることを確認

$$\begin{array}{l} \text{上限価格}^{\ast 1} \\ \text{(円/kWh)} \\ \text{(当社応札価格)} \end{array} = \text{発電単価} + \begin{array}{l} \text{電源線等工事費単価} \\ \text{(特定負担分)} \end{array} \pm \text{二酸化炭素対策コスト単価}$$

$$\begin{array}{l} \text{判定価格} \\ \text{(円/kWh)} \end{array} = \frac{\text{入札価格} \pm \text{二酸化炭素対策コスト単価}^{\ast 2} - \text{需要地近接性評価}^{\ast 3}}{(1 - \text{事業税率}^{\ast 4})}$$

上限価格 ≥ 判定価格

※1 上限価格は当社の応札価格のため，事業税相当額を含みます

※2 当社が二酸化炭素排出係数の調整を行う場合(応札者が調整を行う場合は0(ゼロ))

※3 山形県に発電設備を立地する場合，0.19円/kWhを考慮

※4 応札者が収入課税の場合は0.01283(1.283%)，所得課税の場合は0(ゼロ)



【順位の決定】

- ◇ 価格要素に加え，再生可能エネルギー導入を進めるため，需給変動対応および計画の确实性に関連する非価格要素を考慮
- ◇ 価格要素と非価格要素の比率は，募集電源1は84:16，募集電源2は80:20となるよう価格点および非価格点を設定
- ◇ 価格点と非価格点の合計の最大が100点となるように評価し，順位を決定

【価格点の設定】

$$\begin{aligned} \text{評価価格 (円/kWh)} & \begin{cases} \langle \text{当社の系統に連系する場合} \rangle \\ = \text{判定価格} + \text{電源線等以外工事費単価 (一般負担分)} \\ \langle \text{当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合} \rangle \\ = \frac{\text{判定価格}}{(1 - \text{振替損失率})} + \text{振替供給に必要な料金} \end{cases} \\ \\ \text{価格点}^{\ast 1} & = \frac{\text{応札者の中で最安値となる評価価格}}{\text{評価価格}} \begin{cases} \langle \text{募集電源1の場合} \rangle \\ \times 84 \\ \langle \text{募集電源2の場合} \rangle \\ \times 80 \end{cases} \end{aligned}$$

※1 小数点以下第3位を四捨五入



【非価格点の設定】

非価格要素として考慮する項目	募集電源1	募集電源2
直前の通告変更に対応できるもの※1	6または4	6または4
日間起動停止が可能なもの	非考慮	4
周波数調整に参加するもの	3	3
利用率変動許容性±15%まで許容するもの	3	3
用地確保済みのもの	2	2
燃料調達の具体的計画を有しているもの	2	2
合 計 (最大)	16	20

※1 通告変更が当日まで可能な場合は6点，前日まで可能な場合は4点



【同点となった場合の順位の決定方法】

◇ 価格点と非価格点の合計点が同点となった場合は、以下の項目順に評価することで順位を決定

- ① 当社への供給開始が早いもの
- ② 環境枠ありのもの、あるいは、自治体同意済みのもの
- ③ ①、②を考慮してもなお、順位が決定しない場合は、需給変動対応および計画の確実性等を総合的に判断し、順位を決定



【落札候補者の選定方法】

- ◇ 価格点と非価格点の合計点が高い応札者から夏季出力※1を累計し，募集電源1，募集電源2ともに60万kWに達する応札者までを落札候補者として選定
- ◇ 60万kWに達する最後の応札者までの夏季出力の累計量が70万kWを超える場合は，次の考え方で落札候補者を選定

※1 発電所が所在する都道府県の都道府県庁所在地の8月の平均気温(8月の日最高気温の平均値)で算定した出力値



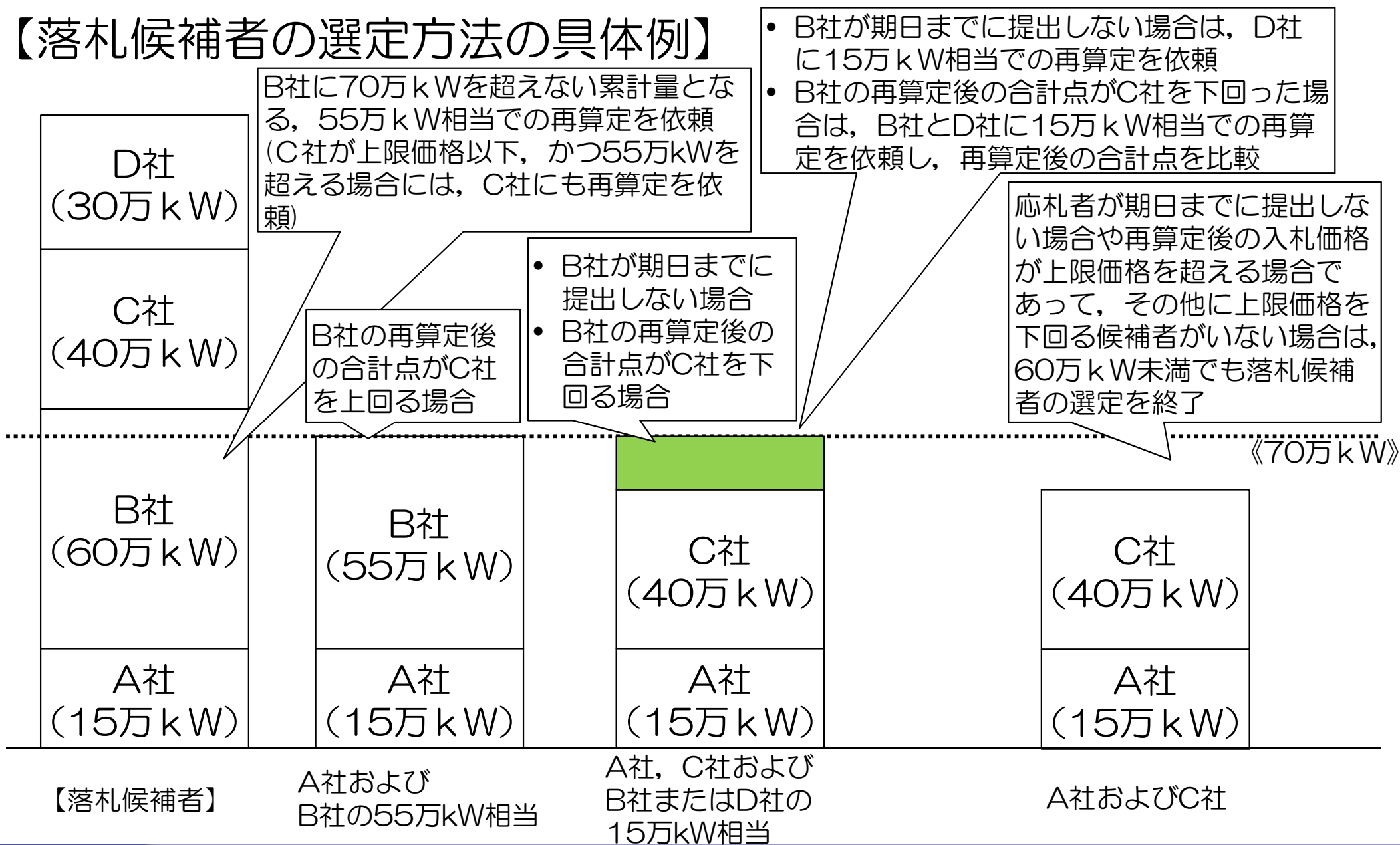
7. 落札者の決定 -2-

- ① 当社より，60万kWに達する最後の応札者に，夏季出力の累計量が70万kWとなる必要量の入札価格の再算定および非価格要素の再検討を依頼
- ② 当該応札者の再算定後の入札価格および非価格要素の再検討結果にもとづき改めて合計点を算定し，当該応札者の次の順位となる応札者の合計点と比較し，合計点が高い応札者を落札候補者に選定
- ③ ただし，当該応札者が当社の指定する期日までに再算定後の入札価格等を提出しない場合や再算定後の入札価格が上限価格を超える場合は，当該応札者の次の順位となる応札者を対象として落札候補者を選定
- ④ ①～③の選定方法にもとづき，60万kWに達する最後の応札者までの夏季出力の累計量が70万kW以内となるまで落札候補者の選定を実施



7. 落札者の決定 -3-

【落札候補者の選定方法の具体例】



【落札者の決定】

- ◇ 落札候補者選定後，評価報告書(案)を火力電源入札ワーキンググループに提出し，火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にもとづいた評価が行われていると認められた場合，落札候補者を落札者として決定
- ◇ 標準契約書にもとづき協議し，協議が整った場合に契約を締結
- ◇ ただし，落札者が辞退した場合，連系線等の送電可否判定の結果「否」となった場合，協議の結果合意に至らない場合は，次の順位となる応札者に必要に応じて再算定を依頼し，上限価格以内となる場合は落札者として決定



【落札結果の公表】

- ◇ 契約締結後，機器調達等に支障を来たさない適切な時期に，以下の項目を公表
 - ✓ 卸供給を行う事業者名
 - ✓ 供給開始年度
 - ✓ 卸供給を行う場所（住所）
 - ✓ 年間契約基準利用率
 - ✓ 契約最大電力
 - ✓ 燃料種別
 - ✓ 契約価格の平均額および当該平均額と上限価格のかい離率（落札者が1社のみの場合は原則非公表）



【通告運用】

- ◇ 原則，年間供給可能電力量にもとづき落札者へ通告する年間電力量（年間通告電力量）を毎年度設定
- ◇ 年間供給可能電力量は，停止計画および標準的な運転パターンを参考に，需給状況等を踏まえ，年間契約基準電力量を大きく逸脱しない範囲で設定
- ◇ 電力需給状況，電力設備状況および電源の経済性等その他の事情がある場合，以下の電力量を限度として減じた範囲内で年間通告電力量を設定し，その理由を説明

《募集電源1》

- ✓ 契約最大電力に8,760時間に乗じた値の20%

《募集電源2》

- ✓ 契約最大電力に8,760時間に乗じた値の10%



【通告変更】

- ◇ 電力需給状況，電力設備状況および電源の経済性等その他の事情がある場合，年間通告電力量より契約最大電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を加減算した範囲内で，当社は年度当初と異なる通告が可能

※非価格要素である「利用率変動許容性を±15%まで許容する」ことを選択した場合は，年間通告電力量から，契約最大電力に8,760時間に乗じた値の15%に相当する電力量を加減算した値の範囲内で年度当初と異なる通告が可能

- ◇ 通告変更を行う期限は，原則，以下のとおり

《募集電源1》 平日で週間計画通告期限の前日

《募集電源2》 平日で実受給日の2日前

※非価格要素である「直前の通告変更に対応できる」ことを選択した場合は，原則，以下のとおり

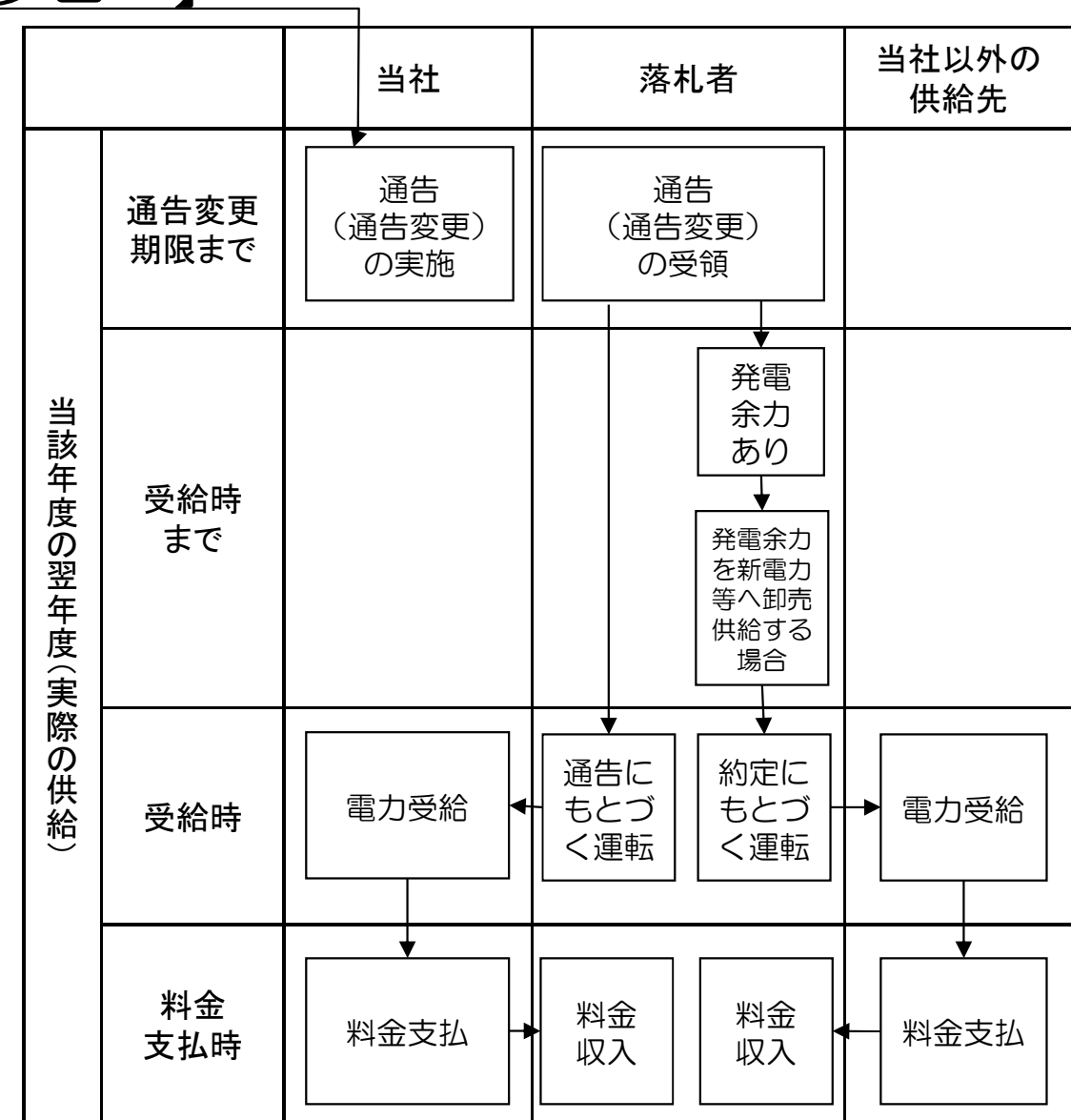
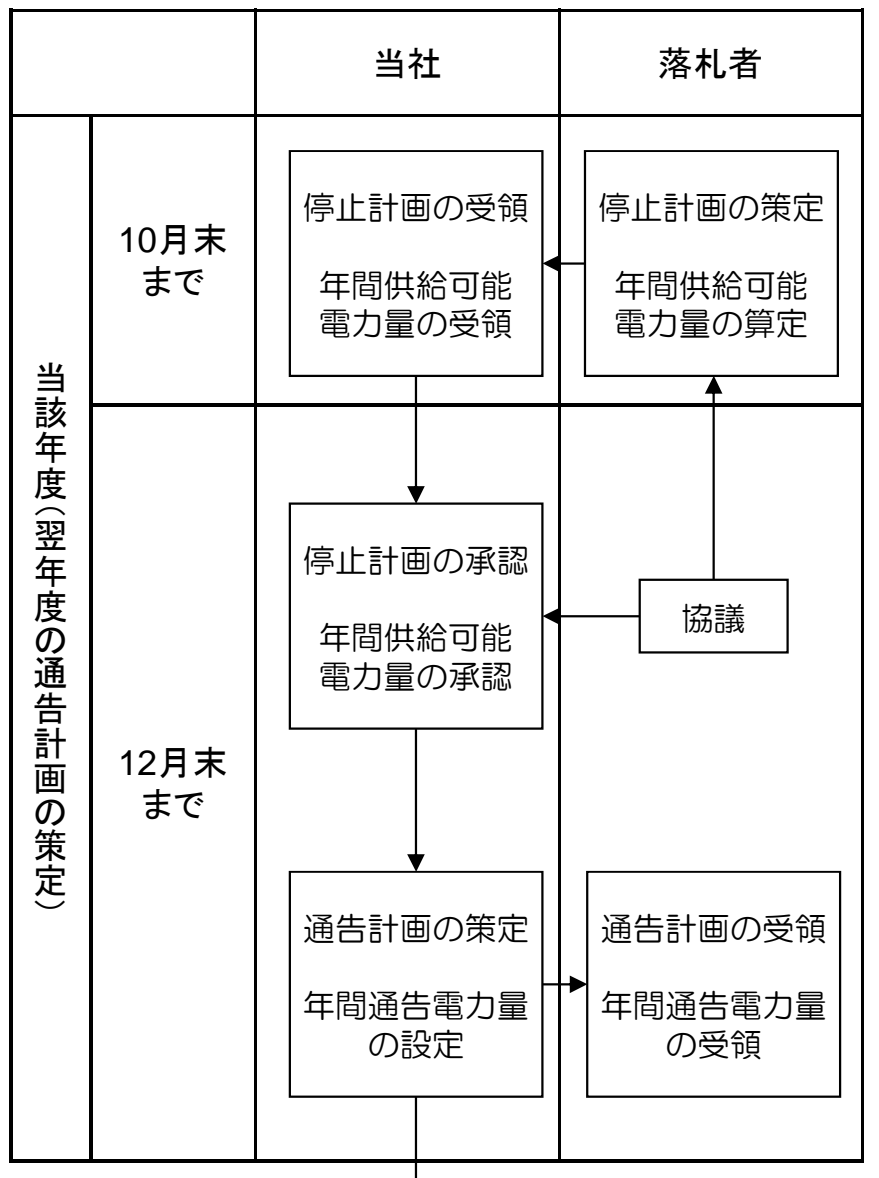
《当日まで可能な場合》 実受給の1時間前

《前日まで可能な場合》 前日の正午まで



8. 契約条件 -3-

【（参考） 通告計画と通告変更のフロー】



【契約保証金】

- ◇ 供給開始に至るまでの契約履行の担保として、契約最大電力1kWあたり5,000円を預託
- ◇ 契約保証金は、供給開始時に契約締結時の都市銀行大口定期(7年)の平均利率による利息相当を付して返却

【受給料金】

- ◇ 基本料金と電力量料金の二部料金制

《基本料金》

- ✓ 各年度の固定費（資本費と運転維持費の合計）を12で除した月額を毎月支払い
- ✓ 資本費は入札価格の各年度の価格
- ✓ 運転維持費は毎年4月に、入札時に前提とした合成比率の比率にもとづき、基準となる指標と当該年度の指標との変動率にて調整



《電力量料金》

- ✓ 毎月の実績受給電力量に，以下の可変費単価を乗じた金額を毎月支払い
- ✓ 実績受給電力量の単価は，30分ごとに第1種，第2種に区分

第1種=入札価格の可変費単価※1
(当社の通告にもとづき供給した電力量に適用)

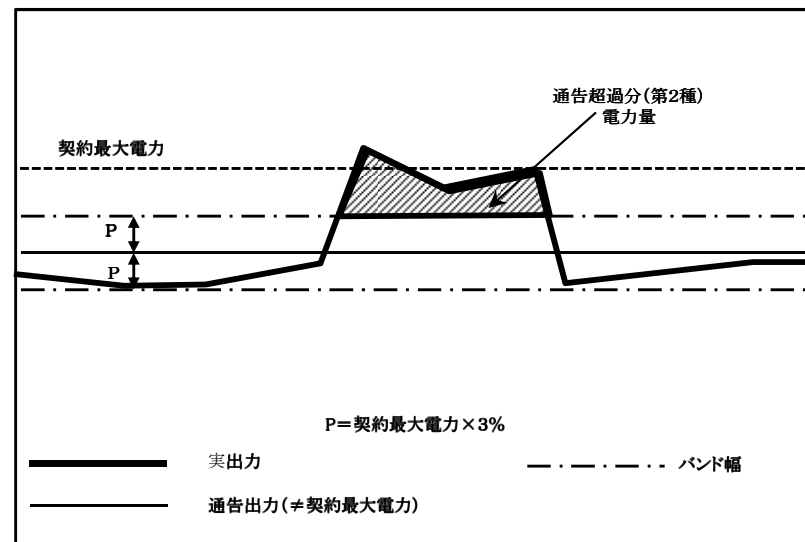
第2種=第1種単価×0.5
(当社の通告を超える電力量※2に適用)

※1 燃料本体費と燃料関係諸経費の合計で，燃料本体費は貿易統計におけるCIF価格の変動率で調整し，燃料関係諸経費は固定費の運転維持費と同様に調整

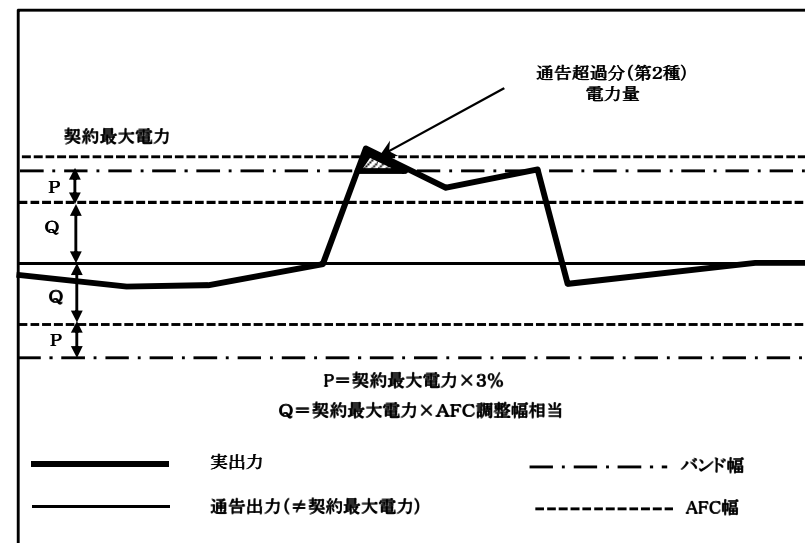
※2 契約最大電力の3%(AFC調整時はAFC調整幅相当を加算)を2で除した値に相当する電力量までは第1種とみなす

【通告超過適用イメージ】

＜AFC機能不使用時＞



＜AFC機能使用時＞



【通告未達割戻料金】

- ◇ 発電設備の事故等の場合を除き，30分ごとの通告電力量に対し未達が生じた場合，未達に相当する電力量（通告未達電力量）に基本料金単価（基本料金年額/年間通告電力量）の1.5倍を乗じた金額を当該月の基本料金から割戻※1

※1 通告未達電力量のうち，契約最大電力の3%（AFC調整時はAFC調整幅相当を加算）を2で除した値に相当する電力量までは割戻対象外

【停電割戻料金】

- ◇ 発電設備の事故等により，あらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合，発生から2時間までの通告電力量と実績受給電力量との差（停電電力量）に，基本料金単価の1.5倍を乗じた金額を当該月の基本料金から割戻※2 ※3

※2 天変地異等やむを得ない場合は免責

※3 落札者が他の電源やJEPX等から調達した代替供給力相当を免責



【超過停止割戻料金】

- ◇ 当社の通告期間中において、当社との協議の有無に関わらず送電の全部または一部の停止を行った場合（停電電力量は除く）、停止した時間における通告電力量と実績受給電力量との差を停止電力量として累積※1
- ◇ 停止電力量の累積値のうち、年間通告電力量の3%を超過した停止電力量（超過停止電力量）に基本料金単価を乗じた金額を落札者は当社に支払うものとし年度末月にて精算※2

※1 天変地異等やむを得ない場合は免責

ただし、耐震設計で想定している一般的な地震動および津波対策で想定している頻度の高い津波による停止は免責の対象外とし停止電力量として累積

また、耐震設計で想定している高レベルの地震動および津波対策で想定している最大クラスの津波に起因する事故等については原則被災日から12ヶ月間を免責期間とし、12ヶ月を超えた期間は停止電力量に累積（復旧することを前提に協議を実施）

※2 落札者が他の電源やJEPX等から調達した代替供給力相当を免責



【年間未達通告補償料金】

- ◇ 当社の電力需給状況等の理由により通告変更した場合の通告電力量の年間合計値が、当該時間帯における通告計画にもとづく電力量の年間合計値を下回り、その差が利用率変動許容性を超えた場合、その未達電力量に第1種料金単価を乗じた金額を年度末月に電力量料金にあわせて支払い※1

※1 天変地異等やむを得ない場合は免責

【試運転期間中の扱い】

- ◇ 営業運転開始日前に試運転を行うことができるものとし、試運転を開始する30日前までに試運転計画を提出
- ◇ 試運転電力の供給を当社に希望する場合、契約最大電力に応じた試運転電力を第1種単価相当で購入(詳細は別途協議)



【供給開始年月の変更】

- ◇ 契約締結後、やむを得ない事由が生じた場合、当社および落札者とともに12ヶ月を限度に供給開始年月を繰延べることが可能
- ◇ 供給開始年月を繰延べする場合、申し出た者が相手方に対して供給開始繰り延べ1日ごとに契約最大電力に13.70円/kWを乗じた補償金を支払い
- ◇ 供給開始年月の繰り延べが以下の事由の場合は補償を免責
 - ✓ 天変地異等やむを得ない場合
 - ✓ 落札者の責めとならない地域事情等の事由により発電所の建設が遅延した場合で契約締結後1年以内に申し出た場合
 - ✓ 当社の責めとならない用地事情等の事由により系統アクセス設備の建設が遅延した場合で契約締結後1年以内に申し出た場合
(発電所建設の地元同意後1年とする場合あり)



【契約の解約】

◇ やむを得ない事由が生じた場合、以下の補償を行い契約の解約が可能

《供給開始前（逸失利益は対象外）》

- ✓ 落札者が申し出た場合、契約保証金に相当する金額および系統アクセス工事に要した費用の実費を補償
- ✓ 当社が申し出た場合、解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償
- ✓ ただし、天変地異等の場合は補償を免責(『8. 契約条件 -9-』の免責条件に同じ)

《供給開始後（逸失利益も対象）》

- ✓ 原則として7年前までに相手方に申し出が必要
- ✓ 落札者が申し出た場合、精算額、逸失利益(残存契約期間が7年を超える場合は解約時点から7年間分を上限)、実費補償額を補償
- ✓ ただし、落札者の責めとならない場合は逸失利益の補償は適用しない
- ✓ 当社が申し出た場合、解約によって通常生ずべき落札者の損失(逸失利益を含む)を補償



【契約の解除】

- ◇ いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合，その相手方が契約履行の催告を行い，催告後，30日を経過しても契約履行がなされない場合，契約の解除が可能
- ◇ この場合，その責めに帰すべき者が相手方に対し，契約の解約に準じた補償を実施

【契約期間満了後の扱い】

- ◇ いずれか一方が，契約期間満了日の3年前までに期間の延長を申し出た場合，その相手方は契約延長の協議に応じる
- ◇ 契約期間満了後は，当社への売電のほか，契約の全部または一部を当社以外に販売することが可能



9. 発電余力の活用

【発電余力の活用】

- ◇ 発電余力は、当社以外に卸売供給等が可能(供給先は落札者が自由に選択可)
- ◇ 余力活用時に当社の通告電力に未達が生じた場合で、その未達の発生事由が落札者の故意または過失であることが判明した場合、通告未達割戻料金ではなく、未達に相当する電力量を余力活用補償電力量とし、これに基本料金単価の3倍を乗じた金額を当該月の基本料金から割戻



【計量について】

- ◇ 受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により，受電電圧と同位の電圧で30分単位で計量
- ◇ 計量器および給電指令上必要な通信設備等の工事は，原則として当社が所有・取付
- ◇ 工事費の全額を工事費負担金として申し受け

【発電設備停止中の所内電力の扱い】

- ◇ 当社または新電力等から落札者自らが調達

